



毎月2回10日・25日発行  
 発行所  
 川崎市役所  
 (総務企画局総務部法制課)  
 川崎市川崎区宮本町1  
 電 話 044-200-2062  
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(第22号) ..... 3135

◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第23号) ..... 3136

◇川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例(第24号) ..... 3138

◇川崎市心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例(第25号) ..... 3139

◇川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例(第26号) ..... 3139

◇川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(第27号) ..... 3139

◇川崎市保育園条例の一部を改正する条例(第28号) ..... 3139

◇川崎市建築基準条例の一部を改正する条例(第29号) ..... 3139

◇川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例(第30号) ..... 3140

◇川崎市消防団員任免条例の一部を改正する条例(第31号) ..... 3140

規 則

◇川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第44号) ..... 3140

◇川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第45号) ..... 3142

告 示

◇生活保護法等による指定医療機関の

指定(第293号)..... 3142

◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第294号)..... 3142

◇生活保護法等による指定医療機関の休止(第295号)..... 3142

◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第296号)..... 3142

◇自転車等の撤去と保管(第297号)..... 3143

◇川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の規定に基づく指定検査機関の名称等の変更(第298号) ..... 3143

◇自転車等の撤去と保管(第299号)..... 3143

◇指定障害児通所支援事業者の指定(第300号)..... 3144

◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第301号)..... 3144

◇指定障害福祉サービスの事業の廃止(第302号)..... 3144

◇地縁による団体の認可(第303号)..... 3145

◇道路区域の変更(第304号)..... 3145

◇道路の供用開始(第305号)..... 3145

◇道路区域の変更(第306号)..... 3146

◇道路の供用開始(第307号)..... 3146

◇道路区域の変更(第308号)..... 3146

◇道路の供用開始(第309号)..... 3146

◇川崎市人事委員会委員の選任(第310号) ..... 3146

◇自転車等の撤去と保管(第311号)..... 3146

◇議決された決算の公表(第312号)..... 3147

◇議決された予算の公表(第313号)..... 3211

公 告

◇公募型プロポーザルの実施(第308号) ..... 3217

◇開発行為に関する工事の完了(第309号) ..... 3218

◇一般競争入札の執行(第310号)..... 3218

◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(第311号)..... 3222

◇登戸土地区画整理事業の事業計画の変更 (第312号).....	3223	◇課税額変更 (取消) 通知書の公示送達 (第101号).....	3260
◇登戸土地区画整理事業の事業計画において定めた施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧 (第313号).....	3223	<b>上下水道局告示</b>	
◇一般競争入札の執行 (第314号).....	3223	◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第23号) .....	3260
◇道路位置の指定 (第315号).....	3224	◇川崎市排水設備指定工事店の更新 (第24号) .....	3260
◇川崎都市計画生産緑地地区の変更の案の縦覧 (第316号).....	3224	<b>上下水道局公告</b>	
◇一般競争入札の執行 (第317号).....	3225	◇一般競争入札の執行 (第43号) .....	3261
◇公募型プロポーザルの実施 (第318号) .....	3229	◇一般競争入札の執行 (第44号) .....	3263
◇一般競争入札の執行 (第319号).....	3230	◇一般競争入札の執行 (第45号) .....	3266
◇一般競争入札の執行 (第320号).....	3233	◇一般競争入札の執行 (第46号) .....	3269
◇一般競争入札の執行 (第321号).....	3234	◇一般競争入札の執行 (第47号) .....	3273
◇一般競争入札の執行 (第322号).....	3236	◇一般競争入札の執行 (第48号) .....	3274
◇一般競争入札の執行 (第323号).....	3238	◇一般競争入札の執行 (第49号) .....	3275
◇一般競争入札の執行 (第324号).....	3238	<b>交通局公告</b>	
◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請 (第325号).....	3239	◇一般競争入札の執行 (第24号) .....	3280
◇特定非営利活動法人の設立の認証申請 (第326号).....	3239	◇一般競争入札の執行 (第25号) .....	3281
◇一般競争入札の執行 (第327号).....	3240	<b>交通局公告 (調達)</b>	
<b>公告 (調達)</b>		◇落札者等の公示 (第8号) .....	3282
◇一般競争入札の執行 (第178号).....	3242	◇落札者等の公示 (第9号) .....	3283
◇一般競争入札の執行 (第179号).....	3244	◇一般競争入札の公告 (第10号) .....	3283
◇一般競争入札の公告 (第180号).....	3245	<b>病院局公告</b>	
◇一般競争入札の執行 (第181号).....	3248	◇一般競争入札の執行 (第27号) .....	3285
◇一般競争入札の執行 (第182号).....	3250	<b>病院局公告 (調達)</b>	
◇一般競争入札の執行 (第183号).....	3252	◇選定による貸付けの実施 (第15号) .....	3286
◇一般競争入札の執行 (第184号).....	3254	◇一般競争入札の公告 (第16号) .....	3289
◇一般競争入札の執行 (第185号).....	3255	<b>消防局訓令</b>	
◇一般競争入札の公告 (第186号).....	3257	◇川崎市消防署の組織に関する規程等の一部を改正する訓令 (第4号) .....	3292
<b>税公告</b>		<b>農業委員会告示</b>	
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第93号) .....	3259	◇川崎市農業委員会総会の招集 (第6号) .....	3292
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第94号) .....	3259	<b>区公告</b>	
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第95号) .....	3259	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達 (川崎区第54号) .....	3292
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第96号) .....	3259	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達 (川崎区第55号) .....	3293
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第97号) .....	3259	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達 (川崎区第56号) .....	3293
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第98号) .....	3259	◇国民健康保険料に係る過誤納金還付 (充当) 通知書の公示送達 (幸区第21号) .....	3293
◇差押解除通知書の公示送達 (第99号).....	3259	◇後期高齢者医療保険料に係る納入通知書の公示送達 (幸区第22号) .....	3293
◇納税通知書の公示送達 (第100号).....	3260	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達 (幸区第23号) .....	3294
		◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達 (中原区第17号) .....	3294

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(中原区第18号)…………… 3294

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)及び配当計算書(謄本)の公示  
送達(中原区第19号)…………… 3295

◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
(中原区第20号)…………… 3295

◇国民健康保険料に係る納入通知書の  
公示送達(高津区第25号)…………… 3295

◇住民票の職権消除(宮前区第21号)…………… 3295

◇印鑑登録の抹消(宮前区第22号)…………… 3295

◇国民健康保険料に係る納入通知書の  
公示送達(宮前区第23号)…………… 3296

◇国民健康保険料に係る還付通知書の  
公示送達(宮前区第24号)…………… 3296

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(多摩区第32号)…………… 3296

◇介護保険料に係る納入通知書、過誤  
納金還付通知書及び過誤納金充当通  
知書の公示送達(多摩区第33号)…………… 3296

◇国民健康保険料に係る納入通知書の  
公示送達(多摩区第34号)…………… 3297

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状  
の公示送達(麻生区第36号)…………… 3297

◇介護保険料に係る納入通知書の公示  
送達(麻生区第37号)…………… 3297

◇介護保険料に係る納入通知書の公示  
送達(麻生区第38号)…………… 3297

◇国民健康保険料に係る納入通知書の  
公示送達(麻生区第39号)…………… 3298

◇国民健康保険料に係る還付通知書の  
公示送達(麻生区第40号)…………… 3298

◇国民健康保険料に係る配当計算書  
(謄本)の公示送達(麻生区第41号)…………… 3298

**区選挙管理委員会告示**

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長  
職務代理者の異動(川崎区第18号)…………… 3298

◇神奈川海区漁業調整委員会委員選挙  
人名簿の縦覧(川崎区第19号)…………… 3298

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長  
職務代理者の異動(幸区第17号)…………… 3298

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長  
職務代理者の異動(高津区第18号)…………… 3299

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長  
職務代理者の異動(宮前区第19号)…………… 3299

◇選挙管理委員会の委員長及び委員長  
職務代理者の異動(多摩区第19号)…………… 3299

辞 令

◇10月1日付け…………… 3300

条 例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を  
図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関  
係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市条例第22号**

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の  
適正化等を図るための関係法律の整備に関  
する法律の施行に伴う関係条例の整理に関  
する条例

(川崎市職員の分限に関する条例の一部改  
正)

第1条 川崎市職員の分限に関する条例(昭和26年川崎  
市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第4条の2中「第16条第2号」を「第16条第1号」に、  
「禁こ」を「禁錮」に改める。

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎  
市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第  
1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職  
し」を削り、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

第14条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当し  
て失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第  
4号中「禁錮(こ)」を「禁錮」に改める。

第15条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第  
1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職  
し」を削り、同条第2項中「、若しくは失職し」を削る。  
(川崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 川崎市職員退職手当支給条例(昭和23年川崎  
市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当  
する場合を除く。)」を削る。

(川崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例(平成  
12年川崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第12条第1項第3号」を「第12条  
第1項第4号」に改める。

(川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に  
関する条例の一部改正)

第5条 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準

等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後の川崎市職員の給与に関する条例第14条第1項及び第3項、第14条の2第2号（同条例第15条第5項において準用する場合を含む。）並びに第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

川崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第23号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第270号を次のように改める。

(270) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が認定申請に係る申請書に添付されている場合

(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,900円

(イ) (ア) 以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額

a 住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号、第272号及び第274号において同じ。）次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

(a) 1戸	4,900円
(b) 2戸以上5戸以下	9,600円
(c) 6戸以上10戸以下	16,000円
(d) 11戸以上25戸以下	27,000円
(e) 26戸以上50戸以下	45,000円
(f) 51戸以上100戸以下	81,000円
(g) 101戸以上200戸以下	130,000円
(h) 201戸以上300戸以下	160,000円
(i) 301戸以上	170,000円

b 共用部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分を用いる。以下この号及び第274号において同じ。）次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 共用部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	9,600円
(b) 共用部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル 未満のもの	27,000円
(c) 共用部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル 未満のもの	81,000円
(d) 共用部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル 未満のもの	130,000円
(e) 共用部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	160,000円
(f) 共用部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	200,000円

c 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分を用いる。以下この号及び第274号において同じ。）次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	9,600円
(b) 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル 未満のもの	27,000円
(c) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル 未満のもの	81,000円
(d) 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル 未満のもの	130,000円
(e) 非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル 未満のもの	160,000円
(f) 非住宅部分の床面積の合計が	

25,000平方メートル以上のもの 200,000円

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が認定申請に係る申請書に添付されている場合

(ア) 一戸建ての住宅 1件につきア(ア)に規定する額

(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じア(イ)aに規定する額

ウ ア又はイ以外の場合

(ア) 一戸建ての住宅 1件につき次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円

(イ) (ア)以外の建築物 1件につき次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額

a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

(a) 1戸 34,000円

(b) 2戸以上5戸以下 69,000円

(c) 6戸以上10戸以下 97,000円

(d) 11戸以上25戸以下 140,000円

(e) 26戸以上50戸以下 200,000円

(f) 51戸以上100戸以下 280,000円

(g) 101戸以上200戸以下 380,000円

(h) 201戸以上300戸以下 500,000円

(i) 301戸以上 590,000円

b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円

(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円

(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円

(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円

(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円

(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円

c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額

(a) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合

次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円

ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円

iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円

iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円

v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円

vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円

(b) (a)以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円

ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円

iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円

iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円

v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円

vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円

一の建築物ごとに1件とする。

第2条第272号を次のように改める。

(272) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(工事の着

手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合

(ア) 一戸建ての住宅 1件につき次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額

- a 建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係るもの 2,450円
- b 認定済計画に新たに追加されたもの 4,900円

(イ) (ア) 以外の建築物 1件につき次に掲げる額を合算した額

- a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額
- b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合

(ア) 一戸建ての住宅 1件につき当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じア(ア)に規定する額

(イ) (ア) 以外の建築物の住宅部分 1件につき次に掲げる額を合算した額

- a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について第270号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額
- b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の住宅部分について第270号イ(イ)の規定により算定した額

ウ ア又はイ以外の場合

(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額

- a 認定済計画に係るもの 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ第270号ウ(ア)に規定する額に2分

の1を乗じて得た額

- b 認定済計画に新たに追加されたもの 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ第270号ウ(ア)に規定する額

(イ) (ア) 以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額

- a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額
- b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額一の建築物ごとに1件とする。

第2条第291号及び第292号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第24号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(平成4年川崎市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「事業系一般廃棄物」の次に「又は一時的に多量に排出される家庭系廃棄物(以下「一時多量ごみ」という。)」を加え、同条第2項中「事業系一般廃棄物」の次に「又は一時多量ごみ」を加える。

第27条中「事業系一般廃棄物」の次に「又は一時多量ごみ」を加える。

第42条第3項中「粗大ごみ」の次に「(一時多量ごみとして指定処理施設に搬入するものを除く。次項及び同表第1において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

川崎市心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

川崎市長 福田 紀 彦

**川崎市条例第25号**

川崎市心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者扶養共済条例（昭和47年川崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項各号を次のように改める。

- (1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

川崎市長 福田 紀 彦

**川崎市条例第26号**

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例（平成27年川崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 一の地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、当該地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が、おおむね5,500人を超え7,500人以下の場合にあっては前項の職員の員数に同項各号に掲げる職員のうちから1人、おおむね7,500人を超える場合にあっては同項の職員の員数に同項各号に掲げる職員のうちから2人を加えた員数とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

川崎市長 福田 紀 彦

**川崎市条例第27号**

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年川

崎市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項を次のように改める。

- 2 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条及び第9条に規定するところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市保育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

川崎市長 福田 紀 彦

**川崎市条例第28号**

川崎市保育園条例の一部を改正する条例

川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市生田保育園	川崎市多摩区西生田3丁目15番10号
川崎市生田乳児保育園	川崎市多摩区西生田3丁目15番10号

」

を「

川崎市生田保育園	川崎市多摩区西生田3丁目15番10号
----------	--------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

川崎市長 福田 紀 彦

**川崎市条例第29号**

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例

川崎市建築基準条例（昭和35年川崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「急傾斜地崩壊危険区域」の次に「(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により神奈川県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（第5条において「土砂災害特別警戒区域」という。）を除く。）」を加える。

第5条第1項中「場合」の次に「(土砂災害特別警戒区域内において居室を有する建築物を建築する場合を除く。）」を加える。

第30条第2項中「耐火建築物」の次に「又は法第27条

第1項の規定に適合する特殊建築物(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)]を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの(令第110条の5に定める基準に適合する警報設備を設けたものに限る。)については、この限りでない。第30条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項ただし書に該当する建築物の<sup>まて</sup>堅穴部分については、令第112条第12項から第14項までの規定を準用する。

第47条第3項に次のただし書を加える。

ただし、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについては、この限りでない。

第61条の3中「第30条第4項」を「第30条第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第30号

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例(平成28年川崎市条例第89号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第136条の2第1号から第7号まで」を「第136条の2第1号口若しくは第2号口」に改め、「適合する建築物」の次に「で法第61条に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは同条に規定する国土交通大臣の認定を受けたもの(同号口に掲げる基準に適合する建築物にあつては、準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が3で延べ面積が500平方メートル以内のものに係る当該構造方法を用いるもの又はこれと同等以上の性能があると当該認定を受けたものに限る。)]」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市消防団員任免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第31号

川崎市消防団員任免条例の一部を改正する条例(川崎市消防団員任免条例(昭和23年川崎市条例第62号))の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を削り、同項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規

則

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月15日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第44号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則(平成5年川崎市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「(事業系一般廃棄物)の次に「又は一時多量ごみ」を、「者は、」の次に「事業系一般廃棄物の施設搬入にあつては」を、「(第3号様式)を」の次に「、一時多量ごみの施設搬入にあつては一時多量ごみ搬入申請書(第3号様式の2)を」を加え、同条第2項中「臨時に」の次に「事業系一般廃棄物の」を加える。

第11条第1項中「臨時の」を「一時多量ごみの施設搬入及び臨時の事業系一般廃棄物の」に改め、「除く」の次に「。次条において同じ。」を加える。

第11条の2中「(臨時の施設搬入の承認を除く。)]」を削る。

第20条の2中「は、粗大ごみ」の次に「(一時多量ごみとして施設搬入するものを除く。)]」を加える。

第21条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる者が排出した一時多量ごみの施設搬入の承認を受けた者

第21条第2項ただし書中「場合」の次に「又は同項第3号に該当する場合(同項第2号に掲げる者が排出した一時多量ごみを施設搬入する場合に限る。)]」を加える。

第3号様式の次に次の1様式を加える。



第3号様式の2

## 一時多量ごみ搬入申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市 市長

申請者 郵便番号  
 住 所  
 フリガナ  
 氏 名 印  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 一般廃棄物収集運  
 搬業の許可番号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第26条第1項の規定により、別添の一時多量ごみ申込書に記載の一時多量ごみについて、次のとおり指定処理施設への搬入を申請します。

事務担当者	フリガナ	電話番号
	氏名	
施設搬入の日時	月 日 ( )	時
一時多量ごみ申込書の件数	件	
一時多量ごみ申込書の受付番号 (全ての申込書について記入してください。)		
施設搬入に使用する車両の自動車登録番号		
納入通知書等の送付先	郵便番号 住所又は所在地 氏名又は名称 ※ 上記申請者と同じ場合には記載不要	
※事務処理欄		

注1 この申請書は、車両ごとに提出してください。

2 施設搬入に使用する車両の自動車検査証の写し及び一時多量ごみ申込書の写しを添付してください。

3 この申請書では、事業系一般廃棄物の施設搬入の申請はできません。

4 減免の対象となる一時多量ごみと、減免の対象とならない一時多量ごみを、同一の車両に混載して施設搬入をすることはできません。

5 事務処理欄は、記入しないでください。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月15日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第45号

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年川崎市規則第112号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項に次の1号を加える。

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

第10号様式中

「  
次のおおりに償還金の支払猶予を申請いたします。」

を

「  
次のおおりに償還金の支払猶予を申請いたします。  
なお、申請に当たり、償還金の支払猶予の可否の決定のため、借受人の収入又は資産の状況について、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることに同意します。」

に改める。

第13号様式中

「  
上記のおおりに災害援護資金の償還を免除されたく申請します。  
年 月 日  
免除申請者 (印)  
(宛先) 川崎市長

を

「  
上記のおおりに災害援護資金の償還を免除されたく申請します。  
年 月 日  
免除申請者 (印)  
(宛先) 川崎市長  
申請に当たり、災害援護資金の償還免除の可否の決定のため、借受人の収入又は資産の状況について、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることに同意します。  
借受人氏名 (印)  
(宛先) 川崎市長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

川崎市告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

（別表省略）

令和元年10月1日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第294号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和元年10月1日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の休止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の休止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和元年10月1日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によ

るとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和元年10月1日

川崎市長 福田 紀彦

#### 川崎市告示第297号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和元年10月1日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

#### 川崎市告示第298号

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成7年川崎市条例第8号)第16条第1項の規定に基づく指定検査機関の名称等の変更があったので告示します。

令和元年10月7日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 名称 一般社団法人 神奈川県保健協会
- 2 変更事項 代表者
- 3 変更内容(新) 会長 西之宮 聡
- 4 変更内容(旧) 会長 西之宮 優
- 5 変更年月日 令和元年9月17日

#### 川崎市告示第299号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和元年10月8日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

**川崎市告示第300号**

指定障害児通所支援事業者の指定について  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15  
 第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に  
 基づき別表のとおり告示します。

令和元年10月8日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社秀学舎	シュウエール 新丸子	川崎市中原区新丸子東一丁目 794番地静観ビル2階201号室	放課後等 デイサービス	令和元年10月1日	1455200483

**川崎市告示第301号**

指定障害福祉サービス事業者の指定について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた  
 めの法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定  
 により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いまし

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示し  
 ます。

令和元年10月8日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社 ニチイ学館	ニチイケアセンター 上麻生	川崎市麻生区上麻生 6-29-11 あやめハイツ1階 C号室	居宅介護 重度訪問介護	令和元年10月1日	1415600673
株式会社ホワイト	ホワイト	川崎市宮前区犬蔵 三丁目9番16-708号	居宅介護 重度訪問介護	令和元年10月1日	1415500857
一般社団法人働く しあわせ プロジェクト	柿生の家 JINEN-DO	川崎市麻生区上麻生 五丁目10番11号	自立訓練 (生活訓練通所型)	令和元年10月1日	1415600681
ギバーズゲイン 合同会社	メープル	川崎市川崎区新川通 7-1 プランドール新川通 1階	就労継続支援 (A型)	令和元年10月1日	1415001351
一般社団法人 UNITE	ハーティーパーチ With	川崎市川崎区中 3-14-3 エクセルK T	就労継続支援 (B型)	令和元年10月1日	1415001369

**川崎市告示第302号**

指定障害福祉サービスの事業の廃止について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた  
 めの法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定  
 により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ

りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり  
 告示します。

令和元年10月8日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
社会医療法人財団 石心会	さいわいヘルパー ステーション	川崎市幸区新塚越201 ルリエ新川崎6階	居宅介護 重度訪問介護	令和元年9月30日	1415100393
株式会社 ニチイ学館	ニチイケアセンター 南幸町	川崎市幸区南幸町 3-51 メゾン34 1階	同行援護	令和元年9月21日	1415100336
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 元住吉西 訪問介護	川崎市中原区 井田2-34-22	居宅介護 重度訪問介護	令和元年9月30日	1415201035
一般社団法人 働くしあわせ プロジェクト	働くしあわせ JINEN-DO	川崎市麻生区上麻生 五丁目10番11号	就労移行支援	令和元年9月30日	1415600418

**川崎市告示第303号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体として認可しましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和元年10月9日

川崎市長 福田 紀彦

1 名称

細山町会

2 規約に定める目的

会員相互の親睦を図り、他町会並びに関係諸団体と協力して文化の向上と福祉の充実、地域の防犯・防災並びに緑あふれる街並み保全・美化活動など、良好な地域社会の維持・形成・向上に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

川崎市麻生区細山一丁目から八丁目及び千代ヶ丘三丁目、千代ヶ丘五丁目、千代ヶ丘六丁目、千代ヶ丘九丁目の一部

4 主たる事務所の所在地

川崎市麻生区細山4-21-3

5 代表者の氏名及び住所

白井 勇

川崎市麻生区千代ヶ丘6丁目8番地20

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に解散の事由を定めたときはその理由

なし

9 認可年月日

令和元年10月9日

**川崎市告示第304号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年10月9日から令和元年10月24日まで一般の縦覧に供します。

令和元年10月9日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	北加瀬第49号線	川崎市幸区北加瀬1丁目996番3先 ..... 川崎市幸区北加瀬1丁目996番3先	2.1	8.80	
新	北加瀬第49号線	川崎市幸区北加瀬1丁目996番1先 ..... 川崎市幸区北加瀬1丁目996番1先	3.06	8.80	

**川崎市告示第305号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年10月9日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年10月9日から令和元年10月24日まで一般の

縦覧に供します。

令和元年10月9日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
北加瀬 第49号線	川崎市幸区北加瀬1丁目996番1先	
	川崎市幸区北加瀬1丁目996番1先	

川崎市告示第306号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年10月11日から令和元年10月28日まで一般の縦覧に供します。

令和元年10月11日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅生 第568号線	川崎市宮前区犬蔵2丁目3992番5先	3.64	24.76	
		川崎市宮前区犬蔵2丁目3992番5先			
新	菅生 第568号線	川崎市宮前区犬蔵2丁目3992番1先	4.00	24.76	
		川崎市宮前区犬蔵2丁目3992番1先			

川崎市告示第307号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年10月11日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年10月11日から令和元年10月28日まで一般の縦覧に供します。

令和元年10月11日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅生 第568号線	川崎市宮前区犬蔵2丁目3992番1先	
	川崎市宮前区犬蔵2丁目3992番1先	

川崎市告示第308号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年10月11日から令和元年10月28日まで一般の縦覧に供します。

令和元年10月11日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	市ノ坪 第47号線	川崎市中原区市ノ坪536番1先	2.27	0.64	
		川崎市中原区市ノ坪535番先			
新	市ノ坪 第47号線	川崎市中原区市ノ坪536番1先	3.13	0.64	
		川崎市中原区市ノ坪535番先			

川崎市告示第309号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年10月11日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年10月11日から令和元年10月28日まで一般の縦覧に供します。

令和元年10月11日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
市ノ坪 第47号線	川崎市中原区市ノ坪536番1先	
	川崎市中原区市ノ坪535番先	

川崎市告示第310号

市議会の同意を得て令和元年10月15日に次の者を川崎市人事委員会委員に選任しました。

令和元年10月15日

川崎市長 福田紀彦

魚津利興

横浜市鶴見区東寺尾中台11番34号

川崎市告示第311号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条

第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和元年10月15日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

#### 川崎市告示第312号

議決された決算の公表について

別紙の決算は、令和元年9月2日招集の令和元年第4回川崎市議会定例会に提案され、令和元年10月11日に認定されましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により公表します。

令和元年10月15日

川崎市長 福田紀彦

平成30年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について

平成30年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度川崎市病院事業会計決算認定について

平成30年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

平成30年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

平成30年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について

平成30年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について

## 平成30年度川崎市一般会計歳入歳出決算

## 歳 入

歳入予算額 778,143,871,860円  
 歳入決算額 715,316,660,066円

## 歳 出

歳出予算額 778,143,871,860円  
 歳出決算額 712,891,721,422円

## 平成30年度川崎市一般会計歳入歳出決算書

## 歳 入

一般会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 市 税		350,625,669,000 <sup>円</sup>	355,776,843,850 <sup>円</sup>	353,077,005,378 <sup>円</sup>	543,550,172 <sup>円</sup>	2,156,288,300 <sup>円</sup>	2,451,336,378 <sup>円</sup>
	1 市 民 税	183,382,497,000	187,038,541,197	184,933,376,424	493,369,232	1,611,795,541	1,550,879,424
	2 固 定 資 産 税	123,439,864,000	124,261,041,213	123,804,111,199	37,152,313	419,777,701	364,247,199
	3 軽 自 動 車 税	797,103,000	833,834,624	811,355,856	3,828,530	18,650,238	14,252,856
	4 市 た ば こ 税	8,247,488,000	8,760,206,947	8,760,206,947		0	512,718,947
	5 特別土地保有税	2,000					△2,000
	6 入 湯 税	3,323,000	3,407,400	3,407,400		0	84,400
	7 事 業 所 税	8,989,345,000	8,923,722,000	8,923,289,300	432,700	0	△66,055,700
	8 都 市 計 画 税	25,766,047,000	25,956,090,469	25,841,258,252	8,767,397	106,064,820	75,211,252
2 地 方 譲 与 税		3,252,100,000	3,333,651,392	3,333,651,392		0	81,551,392
	1 地方揮発油譲与税	1,176,058,000	1,214,054,000	1,214,054,000		0	37,996,000
	2 自動車重量譲与税	1,558,187,000	1,566,810,000	1,566,810,000		0	8,623,000
	3 地方道路譲与税	1,000	3	3		0	△997
	4 特別とん譲与税	502,773,000	538,500,389	538,500,389		0	35,727,389
	5 航空機燃料譲与税	1,000					△1,000
	6 石油ガス譲与税	15,080,000	14,287,000	14,287,000		0	△793,000
3 利 子 割 交 付 金		301,524,000	344,646,000	344,646,000		0	43,122,000
	1 利子割交付金	301,524,000	344,646,000	344,646,000		0	43,122,000
4 配 当 割 交 付 金		1,786,438,000	1,448,364,000	1,448,364,000		0	△338,074,000
	1 配当割交付金	1,786,438,000	1,448,364,000	1,448,364,000		0	△338,074,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,260,489,000	1,275,034,000	1,275,034,000		0	14,545,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,260,489,000	1,275,034,000	1,275,034,000		0	14,545,000
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金		308,087,000	334,133,000	334,133,000		0	26,046,000
	1 分離課税所得割交付金	308,087,000	334,133,000	334,133,000		0	26,046,000
7 県 民 税 所 得 割 臨 時 交 付 金		5,381,005,000	5,343,387,000	5,343,387,000		0	△37,618,000



一般会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	1 県民税所得割臨時交付金	5,381,005,000 円	5,343,387,000 円	5,343,387,000 円		0 円	△37,618,000 円
8	地方消費税交付金	25,048,494,000	25,565,846,000	25,565,846,000		0	517,352,000
	1 地方消費税交付金	25,048,494,000	25,565,846,000	25,565,846,000		0	517,352,000
9	ゴルフ場利用税交付金	38,037,000	35,635,880	35,635,880		0	△2,401,120
	1 ゴルフ場利用税交付金	38,037,000	35,635,880	35,635,880		0	△2,401,120
10	自動車取得税交付金	1,593,262,000	1,647,485,908	1,647,485,908		0	54,223,908
	1 自動車取得税交付金	1,593,262,000	1,647,485,908	1,647,485,908		0	54,223,908
11	軽油引取税交付金	3,907,422,000	4,005,867,840	4,005,867,840		0	98,445,840
	1 軽油引取税交付金	3,907,422,000	4,005,867,840	4,005,867,840		0	98,445,840
12	地方特例交付金	1,792,779,000	1,677,384,000	1,677,384,000		0	△115,395,000
	1 地方特例交付金	1,792,779,000	1,677,384,000	1,677,384,000		0	△115,395,000
13	地方交付税	430,138,000	268,981,000	268,981,000		0	△161,157,000
	1 地方交付税	430,138,000	268,981,000	268,981,000		0	△161,157,000
14	交通安全対策特別交付金	386,366,000	302,962,000	302,962,000		0	△83,404,000
	1 交通安全対策特別交付金	386,366,000	302,962,000	302,962,000		0	△83,404,000
15	分担金及び負担金	19,020,749,000	15,235,852,055	15,120,405,747	17,481,735	97,964,573	△3,900,343,253
	1 負担金	19,020,749,000	15,235,852,055	15,120,405,747	17,481,735	97,964,573	△3,900,343,253
16	使用料及び手数料	17,152,737,000	16,727,528,126	16,134,403,826	19,611,824	573,512,476	△1,018,333,174
	1 使用料	13,066,617,000	13,256,485,193	12,718,579,502	17,910,744	519,994,947	△348,037,498
	2 手数料	4,086,120,000	3,471,042,933	3,415,824,324	1,701,080	53,517,529	△670,295,676
17	国庫支出金	137,540,142,600	129,750,453,969	125,739,006,369		4,011,447,600	△11,801,136,231
	1 国庫負担金	104,886,499,000	103,883,031,310	103,883,031,310		0	△1,003,467,690
	2 国庫補助金	32,080,227,600	25,371,904,711	21,360,457,111		4,011,447,600	△10,719,770,489
	3 委託金	573,416,000	495,517,948	495,517,948		0	△77,898,052
18	県支出金	28,085,365,000	25,861,858,660	25,861,858,660		0	△2,223,506,340
	1 県負担金	18,876,807,000	18,526,880,878	18,526,880,878		0	△349,926,122

一般会計

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	2 県補助金	6,211,043,000 円	4,377,446,632 円	4,377,446,632 円		0 円	△1,833,596,368 円
	3 委託金	2,997,515,000	2,957,531,150	2,957,531,150		0	△39,983,850
19	財産収入	2,540,872,000	2,765,158,579	2,762,516,104		2,642,475	221,644,104
	1 財産運用収入	1,758,699,000	1,614,764,079	1,612,121,604		2,642,475	△146,577,396
	2 財産売払収入	782,173,000	1,150,394,500	1,150,394,500		0	368,221,500
20	寄附金	613,135,000	463,095,675	463,085,675		10,000	△150,049,325
	1 寄附金	613,135,000	463,095,675	463,085,675		10,000	△150,049,325
21	繰入金	64,757,630,762	47,684,810,492	47,423,292,400		261,518,092	△17,334,338,362
	1 基金繰入金	61,246,464,762	45,313,728,816	45,052,210,724		261,518,092	△16,194,254,038
	2 特別会計繰入金	3,511,166,000	2,371,081,676	2,371,081,676		0	△1,140,084,324
22	繰越金	3,077,326,498	3,077,220,498	3,077,220,498		0	△106,000
	1 繰越金	3,077,326,498	3,077,220,498	3,077,220,498		0	△106,000
23	諸収入	35,632,104,000	39,123,670,004	33,299,687,389	235,420,472	5,588,562,143	△2,332,416,611
	1 延滞金及び加算金	349,248,000	327,018,649	316,418,749	62,300	10,537,600	△32,829,251
	2 市預金利子	638,000	1,162,168	1,162,168		0	524,168
	3 貸付金元利収入	22,181,327,000	22,217,208,394	22,167,367,355	5,884,390	43,956,649	△13,959,645
	4 収益事業収入	4,070,504,000	3,045,992,683	3,045,992,683		0	△1,024,511,317
	5 受託事業収入	464,318,000	423,035,154	423,035,154		0	△41,282,846
	6 雑入	8,566,069,000	13,109,252,956	7,345,711,280	229,473,782	5,534,067,894	△1,220,357,720
24	市債	73,612,000,000	46,774,800,000	46,774,800,000		0	△26,837,200,000
	1 市債	73,612,000,000	46,774,800,000	46,774,800,000		0	△26,837,200,000
歳入合計		778,143,871,860	728,824,669,928	715,316,660,066	816,064,203	12,691,945,659	△62,827,211,794

		歳		出		一般会計
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	議会費	1,664,261,000	1,592,901,507		71,359,493	71,359,493
	1 議会費	1,664,261,000	1,592,901,507		71,359,493	71,359,493
2	総務費	49,578,026,000	47,473,047,678	136,216,000	1,968,762,322	2,104,978,322
	1 職員管理費	31,380,382,000	30,343,830,749		1,036,551,251	1,036,551,251
	2 総務管理費	8,226,157,000	7,899,492,491	3,740,000	322,924,509	326,664,509
	3 危機管理費	2,082,913,000	1,973,083,008		109,829,992	109,829,992
	4 臨海部国際戦略費	869,873,000	614,326,123	132,476,000	123,070,877	255,546,877
	5 徴税費	5,961,762,000	5,755,130,602		206,631,398	206,631,398
	6 選挙費	527,286,000	477,281,638		50,004,362	50,004,362
	7 統計調査費	242,277,000	137,971,376		104,305,624	104,305,624
	8 人事委員会費	124,576,000	115,577,193		8,998,807	8,998,807
	9 監査費	162,800,000	156,354,498		6,445,502	6,445,502
3	市民文化費	7,360,278,000	6,964,434,535	10,000,000	385,843,465	395,843,465
	1 市民文化費	7,360,278,000	6,964,434,535	10,000,000	385,843,465	395,843,465
4	子ども未来費	112,633,677,000	108,273,984,788	544,398,000	3,815,294,212	4,359,692,212
	1 子ども青少年費	45,368,491,000	44,442,723,878		925,767,122	925,767,122
	2 子ども支援費	67,265,186,000	63,831,260,910	544,398,000	2,889,527,090	3,433,925,090
5	健康福祉費	148,733,388,400	142,287,922,926	804,393,000	5,641,072,474	6,445,465,474
	1 健康福祉費	10,089,804,000	10,002,290,125		87,513,875	87,513,875
	2 社会福祉費	702,336,000	693,096,460		9,239,540	9,239,540
	3 生活保護費	60,612,808,000	57,790,073,988	27,893,000	2,794,841,012	2,822,734,012
	4 老人福祉費	17,767,793,000	15,993,192,904	607,050,000	1,167,550,096	1,774,600,096
	5 障害者福祉費	43,643,502,000	42,710,506,752		932,995,248	932,995,248
	6 国民年金費	325,472,000	298,947,940		26,524,060	26,524,060
	7 公衆衛生費	9,597,719,000	9,425,702,464		172,016,536	172,016,536
	8 公害保健費	2,077,263,000	1,962,047,268		115,215,732	115,215,732
	9 保健衛生施設費	918,604,000	858,760,803		59,843,197	59,843,197

		歳		出		一般会計
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
	10 保健所費	47,984,000	42,827,903		5,156,097	5,156,097
	11 看護短期大学費	488,900,000	447,165,760		41,734,240	41,734,240
	12 施設整備費	2,461,203,400	2,063,310,559	169,450,000	228,442,841	397,892,841
6	環境費	19,578,463,000	18,494,580,906	326,873,000	757,009,094	1,083,882,094
	1 環境管理費	1,654,532,000	1,688,125,097		66,406,903	66,406,903
	2 公害対策費	930,727,000	884,663,442		46,063,558	46,063,558
	3 ごみ処理費	13,621,301,000	13,122,070,819		499,230,181	499,230,181
	4 し尿処理費	541,512,000	507,775,743		33,736,257	33,736,257
	5 施設費	2,830,391,000	2,391,945,805	326,873,000	111,572,195	438,445,195
7	経済労働費	27,823,910,000	27,536,268,956	56,315,636	231,325,408	287,641,044
	1 産業経済費	1,033,165,000	984,922,708		48,242,292	48,242,292
	2 商工業費	910,202,000	801,522,855	30,000,000	78,679,145	108,679,145
	3 中小企業支援費	25,207,770,000	25,137,248,093		70,521,907	70,521,907
	4 農業費	261,318,000	205,625,671	26,315,636	29,376,693	55,692,329
	5 労政費	411,455,000	406,949,629		4,505,371	4,505,371
8	建設緑政費	53,371,761,990	35,685,565,640	14,822,544,099	2,863,652,251	17,686,196,350
	1 建設緑政管理費	2,858,783,000	2,770,313,811		88,469,189	88,469,189
	2 道路橋りょう費	11,289,779,876	7,931,348,859	2,568,069,146	790,361,871	3,358,431,017
	3 街路事業費	27,641,410,743	17,065,551,807	10,386,809,073	189,049,863	10,575,858,936
	4 広域道路費	83,197,000	81,198,938		1,998,062	1,998,062
	5 河川費	3,874,823,051	2,238,676,398	1,255,277,000	380,869,653	1,636,146,653
	6 緑化費	276,308,000	143,850,028		132,457,972	132,457,972
	7 自然保護対策費	1,310,019,000	787,948,928	42,100,000	479,970,072	522,070,072
	8 公園費	6,037,441,320	4,666,676,871	570,288,880	800,475,569	1,370,764,449
9	港湾費	7,644,697,000	6,358,024,056	532,752,000	753,920,944	1,286,672,944
	1 港湾管理費	2,762,294,000	2,567,398,966	41,005,000	153,890,034	194,895,034
	2 港湾建設費	4,882,403,000	3,790,625,090	491,747,000	600,030,910	1,091,777,910

一般会計

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
10	ま ち づ くり 費	32,047,203,357 <sup>円</sup>	24,618,669,948 <sup>円</sup>	4,352,202,675 <sup>円</sup>	3,076,330,794 <sup>円</sup>	7,428,533,409 <sup>円</sup>
	1 まちづくり管理費	505,789,000	439,672,658	52,500,000	13,616,342	66,116,342
	2 計画費	516,802,000	439,745,422		77,056,578	77,056,578
	3 整備事業費	19,645,772,797	13,613,493,205	3,604,549,675	2,427,729,917	6,032,279,592
	4 建築管理費	4,263,431,800	3,342,007,117	695,153,000	226,271,683	921,424,683
	5 住宅費	7,115,407,760	6,783,751,546		331,656,214	331,656,214
11	区 役 所 費	14,437,350,913	13,318,695,384	491,461,800	627,193,729	1,118,655,529
	1 区政振興費	12,159,171,913	11,148,658,844	491,461,800	519,051,269	1,010,513,069
	2 戸籍住民基本台帳費	2,278,179,000	2,170,036,540		108,142,460	108,142,460
12	消 防 費	17,259,970,400	16,820,842,740		439,127,660	439,127,660
	1 消防費	17,259,970,400	16,820,842,740		439,127,660	439,127,660
13	教 育 費	119,777,977,800	105,664,548,319	9,334,572,000	4,778,857,481	14,113,429,481
	1 教育総務費	35,637,793,000	34,695,069,765		942,723,235	942,723,235
	2 小学校費	25,819,854,000	25,590,876,121		228,977,879	228,977,879
	3 中学校費	13,232,890,000	12,949,604,631		283,285,369	283,285,369
	4 高等学校費	3,737,327,000	3,598,716,366		138,610,634	138,610,634
	5 特別支援教育費	2,596,035,000	2,547,490,598		48,544,402	48,544,402
	6 社会教育費	2,830,791,000	2,630,401,758	37,930,000	162,459,242	200,389,242
	7 体育保健費	5,420,273,000	5,263,063,383		157,209,617	157,209,617
	8 教育施設整備費	30,503,014,800	18,389,325,697	9,296,642,000	2,817,047,103	12,113,689,103
14	公 債 費	75,849,764,000	74,015,566,770		1,834,197,230	1,834,197,230
	1 公債費	75,849,764,000	74,015,566,770		1,834,197,230	1,834,197,230
15	諸 支 出 金	90,168,143,000	83,786,667,269		6,381,475,731	6,381,475,731
	1 繰出金	90,168,143,000	83,786,667,269		6,381,475,731	6,381,475,731
16	予 備 費	215,000,000			215,000,000	215,000,000
	1 予備費	215,000,000			215,000,000	215,000,000

一般会計

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
歳 出 合 計		778,143,871,860 <sup>円</sup>	712,891,721,422 <sup>円</sup>	31,411,728,210 <sup>円</sup>	33,840,422,228 <sup>円</sup>	65,252,150,438 <sup>円</sup>

歳入歳出差引残額 2,424,938,644 円  
うち基金繰入額 96,024,000 円